

◎佐賀県条例第16号

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例及び佐賀県と畜場に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例の一部改正)

第1条 佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例（昭和47年佐賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
	分類	項目	金額		分類	項目	金額
手数料	1 微生物試験検査	真菌検査	1件につき <u>3,550円</u>	手数料	1 微生物試験検査	真菌検査	1件につき <u>3,800円</u>
		略				略	
		殺菌効力試験	1項目につき <u>10,220円</u>			殺菌効力試験	1項目につき <u>10,660円</u>
		殺虫効力試験	1項目につき <u>10,220円</u>			殺虫効力試験	1項目につき <u>10,660円</u>
		食品検査	1件につき <u>5,260円</u>			食品検査	1件につき <u>5,380円</u>
		環境衛生検査	1件につき <u>37,910円</u>			環境衛生検査	1件につき <u>38,430円</u>
		略				略	
	2 理化学試験検査	水質検査	1項目又は1件につき <u>27,920円</u>	手数料	2 理化学試験検査	水質検査	1項目又は1件につき <u>29,300円</u>
		温泉分析試験	1件につき <u>82,310円</u>			食品検査	1項目又は1件につき <u>40,800円</u>
		食品検査	1項目又は1件につき <u>40,150円</u>				

改正前				改正後					
		環境衛生検査	1項目につき <u>23,320円</u>			環境衛生検査	1項目につき <u>23,660円</u>		
		底質、廃棄物等の試験	1項目につき <u>38,970円</u>			底質、廃棄物等の試験	1項目につき <u>39,530円</u>		
		3 薬事試験検査	微生物検査			1項目につき <u>6,560円</u>	3 薬事試験検査	微生物検査	1項目につき <u>6,700円</u>
		分析試験	1項目につき <u>20,160円</u>			分析試験	1項目につき <u>20,800円</u>		
	試験及び鑑定	1件につき <u>12,240円</u>	試験及び鑑定	1件につき <u>13,600円</u>					
使用料	機器等の使用	試験器具類	1器具1時間につき <u>560円</u>	使用料	機器等の使用	試験器具類	1器具1時間につき <u>860円</u>		

(佐賀県と畜場に関する条例の一部改正)

**第2条** 佐賀県と畜場に関する条例（平成15年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設置許可手数料等)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 豚 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 執務の時間外 1頭につき<u>660円</u></p>	<p>(設置許可手数料等)</p> <p><b>第5条 略</b></p> <p>2 法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査を受けようとする者は、当該検査の申請の際に、次の各号に定める額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 豚 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 執務の時間外 1頭につき<u>670円</u></p>

改正前	改正後
(3) めん羊及び山羊 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 執務の時間内 1頭につき <u>220円</u> イ 略 3 略	(3) めん羊及び山羊 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 執務の時間内 1頭につき <u>230円</u> イ 略 3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行われる依頼等に係る手数料又は使用料について適用し、同日前に行われた依頼等に係る手数料又は使用料については、なお従前の例による。